

生駒市総合計画について

生駒市総合計画の位置づけ

市の最上位計画に位置付けられ、各分野の行政計画の基本となる総合的な市政運営の指針です。

《根拠》

生駒市におけるまちづくりの最高規範である生駒市自治基本条例第 19 条において、次のとおり規定されています。

「市は、市民参画の下、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。」

第6次生駒市総合計画の策定

第 5 次生駒市総合計画が平成 30 年度までであることから、現在第 6 次生駒市総合計画策定中。

《策定スケジュール》

平成 31 年 3 月策定予定

行政改革大綱との関係

《平成 24 年 3 月策定生駒市行政改革大綱》

「生駒市行政改革大綱は、仕事の仕組みや方法の改革を通じて、「第 5 次総合計画」における 将来都市像の実現に向けた施策・事業の積極的な展開をバックアップし、更に効果的・効率的な行政経営を推進するため、市が取り組むべき改革の考え方・あり方を明らかにするもの」

《新生駒市行政改革大綱》

前大綱の考え方を継承するものとします。そのため、新生駒市行政改革大綱の策定を進めるにあたり、第 6 次総合計画の策定状況を踏まえ、整合を図ります。